

知って
しますか?

特定小型原動機付自転車の

正しい乗り方

危険

その乗り方！違反やで！

× 歩道通行

歩道は通行禁止!!

【反則金(特定原付)】

通行区分違反(歩道通行)

6,000円



特例特定小型原動機付自転車※は歩道通行可の標識・標示がある場合に限って歩道を通行することができます。

- ※特例特定小型原動機付自転車
- 構造上時速6kmを超える速度を出すことができない。
- 最高速度表示灯を点滅させている。



道路標識



道路標示

× 右側通行

車道の左側を通行!!

右側通行禁止!!

【反則金(特定原付)】

通行区分違反(右側通行)

6,000円

